質問書様式　　別紙

件名	長野自動車道　犀川橋床版取替工事

番号	質問分類（選択）	質問対象（選択）	質問箇所	質　問　事　項	回答（発注者使用欄）
1	質問書A(申請書等に関する質問)	入札公告（説明書）　※技術提案書に係る評価項目、評価基準に関する部分を除く	同種工事の施工実績 評価基準	「受渡しが令和6年4月1日以降」との記載がございますが、ここでいう「受渡し」の定義について、下記の場合もそれぞれ評価の対象となるかご教示ください。 ①既済検査が完了している床版取替工事の橋梁 ②床版取替後、供用開始前の部分使用検査又は機能使用の手続きが完了している床版取替工事の橋梁 ③床版取替後、一部しゅん工検査が完了している床版取替工事の橋梁 ご教示の程、何卒よろしくお願い申し上げます。	①～③のいずれも評価の対象となりません。 工事がしゅん功かつ受渡しまで完了している施工実績が評価の対象となります。
2	質問書A(申請書等に関する質問)	入札公告（説明書）　※技術提案書に係る評価項目、評価基準に関する部分を除く	同種工事の施工実績 評価基準	「床版取替の施工数量」について、幅員は地覆・高欄部を含めた総幅員により算出された施工面積でよろしいでしょうか。 ご教示の程、何卒よろしくお願い申し上げます。	その通りお考え下さい。
3	質問書A(申請書等に関する質問)	入札公告（説明書）　※技術提案書に係る評価項目、評価基準に関する部分を除く	配置予定技術者（設計管理技術者及び照査技術者）に求める項目	設計管理技術者と照査技術者の兼務は可能でしょうか。 また、特定JVで参加する場合、設計監理技術者及び照査技術者については、JV構成員のいずれかの会社から選定することでよろしいでしょうか。 ご教示の程、何卒よろしくお願い申し上げます。	設計管理技術者と照査技術者の兼務は不可です。 また、設計管理技術者と照査技術者について、JV構成員のいずれかの会社から選定願います。
4	質問書D(設計図書に関する質問)	特記仕様書	犀川橋P17-A2(上下線）上部工架設計画図(その1)(参考図）及び同(その3)(参考図)	河川保全区域内にベントが設置されていますが、河川保全区域内及び同区域外に新たにベント設置や、架設ヤードを拡張することは河川協議の対象となりますか。ご教示お願いいたします。	質問書D（設計図書に関する質問）の回答日に回答いたします。
5	質問書A(申請書等に関する質問)	入札公告（説明書）　※技術提案書に係る評価項目、評価基準に関する部分を除く	施工の確実性の同種工事の施工実績の評価基準	床版取替の施工数量が評価基準として示されていますが、その評価基準の施工数量は、一つの継続契約方式工事に含まれる複数の工事における施工数量の合算でも評価の対象となりますでしょうか。	継続契約方式工事に含まれる複数工事における施工数量の合算は評価の対象となりません。 工事請負契約書にて示される一つの工事に含まれる施工数量の合算が評価の対象となります。
6	質問書A(申請書等に関する質問)	技術提案書作成にあたっての課題と着目点（一次審査）（段階的選抜方式対象工事の場合）	施工の確実性の技術提案書作成にあたっての課題と着目点における評価項目「二次審査における技術提案【提案３】の提案書作成にあたっての課題と着網点」	技術提案の評価項目に「近接する供用中車線」と示されていますが、供用中車線の対象は、高速道路でしょうか、一般道でしょうか、それとも両方でしょうか。ご教示ください。	長野自動車道を対象としております。
7	質問書A(申請書等に関する質問)	担当者連絡先届	担当者連絡先変更届	担当者連絡先変更届は、04_様式2__担当者連絡先届を担当者連絡先変更届として提出するでよろしいでしょうか。	担当者連絡先届にて登録した連絡先に変更がある場合は、「担当者連絡先変更届」（入札者に対する指示書の末尾に参考掲載）を提出してください。
8	質問書A(申請書等に関する質問)	担当者連絡先届	担当者連絡先変更届	当初単体として届けていましたが、JV対応となった場合は、変更届は必要でしょうか。担当者は変更となりませんが、単体企業からJVとしての届をなります。	特定ＪＶにより申請書類を提出する場合は、特定ＪＶの名称を記載のうえ、構成員ごとに当該工事の入札手続に関する権限を有する者が連名して、作成してください。 なお、単体から特定ＪＶとなる場合については、担当者連絡先変更届ではなく、担当者連絡先届を提出してください。
9	質問書A(申請書等に関する質問)	入札公告（説明書）　※技術提案書に係る評価項目、評価基準に関する部分を除く	評価対象とする同種工事の評価基準	受け渡しとは、工事が竣工しているということでしょうか。	工事がしゅん功かつ受渡しまで完了している施工実績が評価の対象となります。
10	質問書A(申請書等に関する質問)	入札公告（説明書）　※技術提案書に係る評価項目、評価基準に関する部分を除く	評価対象とする同種工事の評価基準	施工数量とは、１契約工事で複数橋の合計の施工数量でよろしいでしょうか。	その通りお考え下さい。

質問書様式　　別紙

件名	長野自動車道　犀川橋床版取替工事

番号	質問分類（選択）	質問対象（選択）	質問箇所	質　問　事　項	回答（発注者使用欄）
11	質問書A(申請書等に関する質問)	入札公告（説明書）　※技術提案書に係る評価項目、評価基準に関する部分を除く	評価対象とする同種工事の評価基準	施工数量について、撤去した床版の数量又は、新設した床版（PC床版、場所打ち床版等を含む）の数量のどちらを記載したら良いでしょうか。	新設した床版の数量（PC床版、場所打ち床版等を含む）とお考え下さい。
12	質問書A(申請書等に関する質問)	技術提案書作成にあたっての課題と着目点（一次審査）（段階的選抜方式対象工事の場合）	技術提案ー性能・機能等【提案２】	【提案１】同様の犀川橋下り線P20―A2における提案で良いでしょうか。異なる場合は対象範囲を教授願います。	増桁及び横桁を架設する範囲とお考え下さい。
13	質問書A(申請書等に関する質問)	入札公告（説明書）　※技術提案書に係る評価項目、評価基準に関する部分を除く	同種工事a)道路橋において、プレキャストPC床板、場所打ちPC床板、RC（中空）床板のいずれかによる床板の新設（プレキャストセグメント工法により新設した床板を含む）又は取替を実施した工事	同種工事実績a)の実績要件として、下記工事実績が認められるとの認識でよろしいでしょうか。 1.プレテンションホロー桁橋 2.プレテンションT桁橋 3.PC箱桁橋	当該桁橋において床版部（床版と桁が一体である構造も含む）の新設又は取替の施工実績が確認できる場合、入札公告（説明書）に示す競争参加要件の施工実績の同種工事a)と認められます。
14	質問書A(申請書等に関する質問)	技術提案書作成にあたっての課題と着目点（一次審査）（段階的選抜方式対象工事の場合）	入札公告（説明書） 技術評価項目及び技術評価基準	【提案３】に、「供用中車線への安全対策に関する技術提案」とありますが、供用中車線とは以下のいずれでしょうか。 ①供用中の長野自動車道 ②設問範囲の長野自動車道直下にある市道 ③①・②の両方 ④それ以外	①供用中の長野自動車道とお考え下さい。
15	質問書A(申請書等に関する質問)	技術提案書作成にあたっての課題と着目点（一次審査）（段階的選抜方式対象工事の場合）	入札公告（説明書） 技術評価項目及び技術評価基準	本工事の内容として、「床版の詳細設計」および「鋼構造物の詳細設計」が含まれているため、提案２および３については、詳細設計対象に対する技術提案となります。 床版の割付変更や桁の接続方法の変更など、構造諸元の見直しを含む技術提案は評価の対象となるでしょうか。	構造諸元の見直しを含む技術提案は評価の対象外とお考え下さい。
16	質問書A(申請書等に関する質問)	技術提案書作成にあたっての課題と着目点（一次審査）（段階的選抜方式対象工事の場合）	入札公告（説明書） 技術評価項目及び技術評価基準	提案１に「既設床版と新設RC床版の一体化を確実に図るための品質確保」とあります。 一方、特記仕様書「３１－１５－１　コンクリートの種別」には、二次床版に使用するコンクリート種別はありますが、一次床版に使用するコンクリート種別も併せてご明示下さい。	コンクリート施工管理要領3-2「コンクリートの種類」のA1-1とお考え下さい。
17	質問書A(申請書等に関する質問)	技術提案書作成にあたっての課題と着目点（一次審査）（段階的選抜方式対象工事の場合）	・入札公告（説明書） 技術評価項目及び技術評価基準 ・特記仕様書	【提案３】「供用中車線への安全対策」に関して、 特記仕様書「９－８　一般道の交通規制及び通行止め」に記載の市道通行止めの摘要欄には、「鋼上部工の架設を行う必要がある期間」がありません。 一方、「03-4_設計図（犀川橋上部工拡幅）87/89」には、市道を占有しての上り線鋼上部工架設(P20-A2)が計画されています。 上り線の鋼上部工架設時(P20-A2)や、吊り足場設置時には、当該市道は通行止めを計画されていると考えてよろしいでしょうか。	特記仕様書の記載に誤りがございました。 正しくは、P20-A2における鋼上部工架設時は豊科4040号線を通行止めするものとお考え下さい。 上記については後日交付図書を訂正いたします。
18	質問書A(申請書等に関する質問)	技術提案書作成にあたっての課題と着目点（一次審査）（段階的選抜方式対象工事の場合）	・入札公告（説明書） 技術評価項目及び技術評価基準 ・特記仕様書	上記質問に関連して、下り線鋼上部工架設時(P20-A2)には、直下の市道の通行止めを実施しない計画でしょうか。	特記仕様書の記載に誤りがございました。 正しくは、P20-A2における鋼上部工架設時は豊科4040号線を通行止めするものとお考え下さい。 上記については後日交付図書を訂正いたします。

質問書様式　　別紙

件名	長野自動車道　犀川橋床版取替工事

番号	質問分類（選択）	質問対象（選択）	質問箇所	質　問　事　項	回答（発注者使用欄）
19	質問書A(申請書等に関する質問)	技術提案書作成にあたっての課題と着目点（一次審査）（段階的選抜方式対象工事の場合）	・入札公告（説明書） 技術評価項目及び技術評価基準 ・特記仕様書	【提案３】に、「床版取替時」とありますが、床版取替時とは、特記仕様書の履行報告に示す「プレキャストＰＣ床版製作・架設、既設床版撤去工、コンクリート、型わく、鉄筋、アスファルト混合物、構造物等取壊し工アスファルト舗装版取壊し」の範囲と理解して宜しいでしょうか。	その通りお考え下さい。
20	質問書A(申請書等に関する質問)	技術提案書作成にあたっての課題と着目点（一次審査）（段階的選抜方式対象工事の場合）	・入札公告（説明書） 技術評価項目及び技術評価基準	【提案３】「供用中車線への安全対策」に関して、03-3_設計図（犀川橋床版取替）－152/390犀川橋(上り線)P20-A2 Pca床版構造図記載の通り、拡幅後の床版は、幅が約20mとなり、非常に幅広となります。 このため、搬入の観点から詳細設計で分割となることが予想されます。 上記を鑑み、床版の幅に係る課題や着目点、分割に係る事項は、提案の対象外と考えた方がよろしいでしょうか。	構造諸元の見直しを含む技術提案は評価の対象外とお考え下さい。
21	質問書A(申請書等に関する質問)	技術提案書作成にあたっての課題と着目点（一次審査）（段階的選抜方式対象工事の場合）	・入札公告（説明書） 技術評価項目及び技術評価基準（一次審査）施工の確実性、同種工事の施工実績	床版取替の工事実績として、完成及び引渡しが完了した複数工事の実績を合算して実績とすることは可能でしょうか。	工事請負契約書にて示される一つの工事に含まれる施工数量の合算が評価の対象となります。
22	質問書A(申請書等に関する質問)	技術提案書作成にあたっての課題と着目点（一次審査）（段階的選抜方式対象工事の場合）	・入札公告（説明書） 技術評価項目及び技術評価基準（一次審査）施工の確実性、同種工事の施工実績	床版取替の工事実績として、竣工していないものの部分引渡しが完了している工事は実績として認められますか。	評価の対象となりません。 工事がしゅん功かつ受渡しまで完了している施工実績が評価の対象となります。
23	質問書A(申請書等に関する質問)	競争参加資格確認申請書	・入札公告（説明書） 競争参加資格要件一覧表	車線規制数2/2、交通確保の手段「切り回し、車線減少、片側交互通行」は、同種工事ｂ）に該当するでしょうか。	入札公告（説明書）に示す競争参加要件の施工実績の同種工事b)に示す実績が確認できた場合、施工実績として認められます。
24	質問書A(申請書等に関する質問)	技術提案書作成にあたっての課題と着目点（一次審査）（段階的選抜方式対象工事の場合）	様式４　評価項目①　記載事項	評価項目に記載されている「既設床版と新設RC床版の一体化」について検討するにあたり、下記の点をご教示下さい。 犀川橋(下り)P20～A2の既設床版撤去については、『設計図（犀川橋床版取替）373/390、377/390』より切断位置は判読できるものの、切断後の処理については判読できません。一方、『特記仕様書31-27-1 コンクリート構造物取壊し(TypeB2)(S)』では犀川橋の既設鉄筋露出部にＷＪ工法を摘要することが書かれており、『設計図（犀川橋 総括）7/16』では、「犀川橋（下り）P20～A2」に0.910m3が計上されています。 以上より、犀川橋(下り)P20～A2の既設床版撤去後は、既設床版側の鉄筋を露出させるため、端部をＷＪ工法により100㎜斫り出すものと解釈してよろしいでしょうか。ご教示下さい。	03-3設計図(368/390頁,369/390頁,377/390頁)に誤りがございました。 犀川橋(下り)P20～A2の既設床版撤去後は、既設床版側の鉄筋を露出させるため、既設床版の切断端部から100㎜の範囲をＷＪ工法により斫り出すものとお考え下さい。 上記については後日交付図書を訂正いたします。
25	質問書A(申請書等に関する質問)	技術提案書作成にあたっての課題と着目点（一次審査）（段階的選抜方式対象工事の場合）	様式４　評価項目③　記載事項	評価項目に記載されている「供用中車線」は、『高速道路本線のみ』が対象と解釈してよろしいでしょうか。ご教示下さい。	長野自動車道が対象とお考え下さい。

質問書様式　　別紙

件名	長野自動車道　犀川橋床版取替工事

番号	質問分類（選択）	質問対象（選択）	質問箇所	質　問　事　項	回答（発注者使用欄）
26	質問書A(申請書等に関する質問)	技術提案書作成にあたっての課題と着目点（一次審査）（段階的選抜方式対象工事の場合）	様式４	上から4行目に『評価項目毎の記載分量は問わないものとする。』と記載頂いておりますが、この1行を削除して、行を詰めて各評価項目の枠を広げることは可能でしょうか。ご教示下さい。	可能です。
27	質問書A(申請書等に関する質問)	技術資料作成説明書	６．様式４「技術提案書作成にあたっての課題と着目点(一次審査)」記載上の注意事項及び証明資料　記載上の注意事項⑤	様式４に記載する文字の大きさについては指定（10ポイント以上）頂いておりますが、フォントの種類、紙面の余白サイズ、行間や字間の設定については記載がありません。これらについては競争参加者が任意に設定してよいと考えてよろしいでしょうか。ご教示下さい。	フォントの種類、紙面の余白サイズ、行間や字間の設定については任意に設定していただいて結構です。ただし、判読可能なものとしてください。
28	質問書A(申請書等に関する質問)	技術資料作成説明書	６．様式４「技術提案書作成にあたっての課題と着目点(一次審査)」記載上の注意事項及び証明資料　記載上の注意事項⑤	様式４に図表を掲載する場合、図表については判読可能であることが求められています。このため、文字サイズについては10ポイント以上ではなく、判読可能であればよいと考えてよろしいでしょうか。ご教示下さい。	その通りお考え下さい。
29	質問書A(申請書等に関する質問)	入札公告（説明書）　※技術提案書に係る評価項目、評価基準に関する部分を除く	【競争参加要件　施工実績　対象となる施工実績】 平成23年度以降に公共発注機関※から直接仕事を受ける企業（以下、「元請」という）として完成及び引渡しが完了した下記の施工実績 ※公共発注機関とは、国、地方公共団体、法人税法別表第一に掲げる公共法人、建設業法施行規則第十八条で規定する国土交通省令で定める法人又は外国政府機関をいう。	「外国政府機関」が発注した工事実績を同種工事実績として使用する場合の証明資料について、ご教示願います。 登録内容確認書(和文コリンズ）および図面（英文）の記載内容により施工実績を確認できる場合、提出資料はこの２種類でよろしいでしょうか。また、図面（英文）について日本語訳を追記する必要はございますでしょうか。	登録内容確認書（和文）と図面（英文）の記載内容により施工実績を確認できる場合、登録内容確認書（和文）と図面（英文）が同一工事であることを証明する資料（請負契約書など）も提出願います。 また、英文の資料については、日本語訳を追記願います。
30	質問書A(申請書等に関する質問)	入札公告（説明書）　※技術提案書に係る評価項目、評価基準に関する部分を除く	【競争参加要件　施工実績　同種工事】 a)道路橋において、プレキャストＰＣ床版、場所打ちＰＣ床版、ＲＣ（中空）床版のいずれかによる床版の新設（プレキャストセグメント工法により新設した床版を含む）又は取替を実施した工事	競争参加資格の「同種工事実績a)」に該当するものについて、ご教示願います。 「同種工事実績a)」とは、道路橋示方書・同解説（平成24年版）Ⅲコンクリート橋編７章「床版」の適用範囲に該当する「PC箱桁」の施工実績についても、同種工事実績として認められるものと考えてよろしいでしょうか。	当該桁橋において床版部（床版と桁が一体である構造も含む）の新設又は取替の施工実績が確認できる場合、入札公告（説明書）に示す競争参加要件の施工実績の同種工事a)と認められます。
31	質問書A(申請書等に関する質問)	入札公告（説明書）　※技術提案書に係る評価項目、評価基準に関する部分を除く	【競争参加要件　施工実績　同種工事】 a)道路橋において、プレキャストＰＣ床版、場所打ちＰＣ床版、ＲＣ（中空）床版のいずれかによる床版の新設（プレキャストセグメント工法により新設した床版を含む）又は取替を実施した工事	競争参加資格の「同種工事実績a)」に該当するものについて、ご教示願います。 「同種工事実績a)」とは、道路橋示方書・同解説（平成24年版）Ⅲコンクリート橋編７章「床版」の適用範囲に該当する「プレテンション方式のＴ桁」の施工実績についても、同種工事実績として認められるものと考えてよろしいでしょうか。	当該桁橋において床版部（床版と桁が一体である構造も含む）の新設又は取替の施工実績が確認できる場合、入札公告（説明書）に示す競争参加要件の施工実績の同種工事a)と認められます。
32	質問書A(申請書等に関する質問)	技術提案書作成にあたっての課題と着目点（一次審査）（段階的選抜方式対象工事の場合）	様式４ 評価項目③	「・・・近接する供用中車線」とありますが、供用中車線とは、長野自動車道の本線および長野自動車道の橋梁下で交差する市道豊科2098号線、市道豊科4040号線が対象となると考えてよろしいでしょうか。	長野自動車道が対象とお考え下さい。
33	質問書A(申請書等に関する質問)	技術提案書作成にあたっての課題と着目点（一次審査）（段階的選抜方式対象工事の場合）	様式４ 評価項目③	市道豊科2098号線、市道豊科4040号線上における鋼橋架設時および床版取替時の施工にあたり、当該市道に対する通行規制の実施についてどのように考えていますか。	市道豊科4040号線上における鋼橋架設時は当該市道を通行止めするものとお考え下さい。また、床版取替時における市道の通行規制は考えておりません。

質問書様式　　別紙

件名	長野自動車道　犀川橋床版取替工事

番号	質問分類（選択）	質問対象（選択）	質問箇所	質　問　事　項	回答（発注者使用欄）
34	質問書A(申請書等に関する質問)	入札公告（説明書）　※技術提案書に係る評価項目、評価基準に関する部分を除く	同種工事a)道路橋において、プレキャストPC床板、場所打ちPC床板、RC（中空）床板のいずれかによる床板の新設（プレキャストセグメント工法により新設した床板を含む）又は取替を実施した工事	同種工事実績a)の実績要件として、下記工事実績が認められるとの認識でよろしいでしょうか。 1.プレテンションホロー桁橋 2.プレテンションT桁橋 3.PC箱桁橋 本工事の参加実績を証明するためのコリンズに 登録の誤りを見つけました。 コリンズ登録の修正が間に合わない場合､その工事の契約書や設計図書で誤って登録した実績を正しい実績として示す事が可能な場合は実績として認めていただけますでしょうか。 またその工事が国内工事､海外工事どちらでも実績として認めて頂けますか。	当該桁橋において床版部（床版と桁が一体である構造も含む）の新設又は取替の施工実績が確認できる場合、入札公告（説明書）に示す競争参加要件の施工実績の同種工事a)と認められます。 コリンズ登録内容に誤りがある場合は、請負契約書、設計図面や評定通知書等で正しい実績が確認できる資料を添付願います。 また、施工実績において国内工事、海外工事は問いません。
35	質問書A(申請書等に関する質問)	技術資料作成説明書	6.様式4「技術提案書作成にあたっての課題と着目点(一次審査)」記載上の注意事項及び証明資料	『記載上の注意事項③「技術提案書作成にあたっての課題と着目点（一次審査）」で記載した内容は、二次審査の技術提案書において、全ての「着目点」の内容を網羅するように作成すること。』とありますが、一次審査時に記載した全ての着目点を記載する項目が技術提案書にありません。技術提案書に課題と着目点は記載不要と考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	技術提案書に課題と着目点は記載不要です。 ただし、技術提案書において一次審査で示した全ての着目点を網羅した提案内容となっていない場合は、技術対話において改善を求め、改善技術提案書においても網羅されていない場合は不採用とします。
36	質問書A(申請書等に関する質問)	技術資料作成説明書	6.様式4「技術提案書作成にあたっての課題と着目点(一次審査)」記載上の注意事項及び証明資料	『記載上の注意事項③「技術提案書作成にあたっての課題と着目点（一次審査）」で記載した内容は、二次審査の技術提案書において、全ての「着目点」の内容を網羅するように作成すること。』とありますが、一次審査時に記載した全ての着目点を網羅した上で、二次審査の技術提案書に新たな着目点を追加することは可能でしょうか。ご教示願います。	「技術提案書作成にあたっての課題と着目点（一次審査）」で記載した全ての"着目点"の内容を「二次審査の技術提案書」にて網羅していれば、一次審査時に記載のない"着目点"を追加することは可能です。
37	質問書A(申請書等に関する質問)	技術資料作成説明書	6.様式4「技術提案書作成にあたっての課題と着目点(一次審査)」記載上の注意事項及び証明資料	『記載上の注意事項⑤「記載する文字の大きさは10ポイント以上とし、図表を含んでも良いが判読可能なものであること。」』とありますが、様式4の余白、行間、文字間隔、1行当たりの文字数及び記載枠の寸法については、判読可能な範囲で変更しても問題ないでしょうか。ご教示願います。	余白、行間、文字間隔、1行当りの文字数及び記載枠の寸法については任意に設定していただいて結構です。ただし、判読可能なものとしてください。
38	質問書A(申請書等に関する質問)	技術提案書作成にあたっての課題と着目点（一次審査）（段階的選抜方式対象工事の場合）	様式4	様式4に記載されて、黄色ハッチングされている『評価項目毎の記載分量は問わないものとする。』の注意書き文章を削除することは可能でしょうか。ご教示願います。	削除可能です。

質問書様式

別紙

件名	長野自動車道　犀川橋床版取替工事

番号	質問分類（選択）	質問対象（選択）	質問箇所	質　問　事　項	回答（発注者使用欄）
39	質問書A(申請書等に関する質問)	技術資料作成説明書	6.様式4「技術提案書作成にあたっての課題と着目点(一次審査)」記載上の注意事項及び証明資料	『記載上の注意事項③「技術提案書作成にあたっての課題と着目点（一次審査）」で記載した内容は、二次審査の技術提案書において、全ての「着目点」の内容を網羅するように作成すること。』とありますが、二次審査の技術提案書において、一次審査時に記載した各着目点と技術提案との対応関係を明示する必要があるでしょうか。必要がある場合は、一次審査時の各着目点へのナンバリングや、二次審査の技術提案書への該当する着目点の再掲など、具体的な記載方法をご教示願います。	一次審査時に記載した各着目点と技術提案内容との対応関係を明示することは必須ではありません。明示する場合の記載方法は任意です。
40	質問書A(申請書等に関する質問)	技術提案書作成にあたっての課題と着目点（一次審査）（段階的選抜方式対象工事の場合）	評価項目③『鋼橋の架設時(犀川橋上下線P20・A2付近）及び床版取替時(犀川橋上り線P20-A2、犀川橋下り線P13-P14)に近接する供用中車線への安全対策に関する技術提案』	技術提案「鋼橋の架設時（犀川橋上下線P20・A2付近）及び床版取替時（犀川橋上り線P20-A2、犀川橋下り線P13-P14）に近接する供用中車線への安全対策に関する技術提案」について、対象となる「供用中車線」は、長野自動車道の本線のみを指すのでしょうか。それとも、高架下で交差する市道豊科4040号線及び市道豊科2098号線等の交差道路も含むのでしょうか。ご教示願います。	長野自動車道が対象とお考え下さい。
41	質問書A(申請書等に関する質問)	技術提案書作成にあたっての課題と着目点（一次審査）（段階的選抜方式対象工事の場合）	評価項目③『鋼橋の架設時(犀川橋上下線P20・A2付近）及び床版取替時(犀川橋上り線P20-A2、犀川橋下り線P13-P14)に近接する供用中車線への安全対策に関する技術提案』	技術提案「鋼橋の架設時（犀川橋上下線P20・A2付近）及び床版取替時（犀川橋上り線P20-A2、犀川橋下り線P13-P14）に近接する供用中車線への安全対策に関する技術提案」について、「近接する供用中車線」が長野自動車道の本線を指す場合、鋼橋架設時及び床版取替時における安全対策の対象は、対面通行規制時は施工箇所の反対側へ切り替えた対面通行車線、1車線規制時は規制されていない供用車線とし、中央分離帯規制及び路肩規制時の供用車線は対象外との理解でよろしいでしょうか。ご教示願います。	安全対策の対象は、規制形態にかかわらず、長野自動車道を走行する一般車両及び長野自動車道の道路構造物とお考え下さい。
42	質問書A(申請書等に関する質問)	技術提案書作成にあたっての課題と着目点（一次審査）（段階的選抜方式対象工事の場合）	評価項目③『鋼橋の架設時(犀川橋上下線P20・A2付近）及び床版取替時(犀川橋上り線P20-A2、犀川橋下り線P13-P14)に近接する供用中車線への安全対策に関する技術提案』	技術提案「鋼橋の架設時（犀川橋上下線P20・A2付近）及び床版取替時（犀川橋上り線P20-A2、犀川橋下り線P13-P14）に近接する供用中車線への安全対策に関する技術提案」について、安全対策の対象は供用中車線を走行する一般車両とし、供用中車線を走行する工事車両及び交通規制帯内の作業員は対象に含まれないとの理解でよろしいでしょうか。ご教示願います。	安全対策の対象は、規制形態にかかわらず、長野自動車道を走行する一般車両及び長野自動車道の道路構造物とお考え下さい。
43	質問書A(申請書等に関する質問)	技術提案書作成にあたっての課題と着目点（一次審査）（段階的選抜方式対象工事の場合）	評価項目③『鋼橋の架設時(犀川橋上下線P20・A2付近）及び床版取替時(犀川橋上り線P20-A2、犀川橋下り線P13-P14)に近接する供用中車線への安全対策に関する技術提案』	技術提案「鋼橋の架設時（犀川橋上下線P20・A2付近）及び床版取替時（犀川橋上り線P20-A2、犀川橋下り線P13-P14）に近接する供用中車線への安全対策に関する技術提案」について、交通規制に必要な規制機材を、同等以上の機能を有する規制機材に変更すること、または規制機材を追加設置することは可能でしょうか。ご教示願います。	交通規制図に記載の規制機材については、変更は認めないものとお考えください。なお、安全対策に資する規制機材を追加設置することは可能とお考え下さい。
44	質問書C(技術提案書に関する質問)	入札公告（説明書）における「技術提案書に係る評価項目、評価基準」	技術評価項目及び技術評価基準（二次審査）	供用中車線とは、長野自動本線の対面通行規制中の車線だけ、あるいは市道豊科４０４０号線、市道豊科２０９８号線も対象に含みますか。ご教示お願いいたします。	質問書C（技術提案書に関する質問）の回答日に回答いたします。
45	質問書D(設計図書に関する質問)	特記仕様書	９－８　一般道の交通規制及び通行止め	鋼橋の架設時及び床版取替時は、市道豊科４０４０号線、市道豊科２０９８号線は通行止め可能ですか。ご教示お願いいたします。	質問書D（設計図書に関する質問）の回答日に回答いたします。